学校教育自己診断生徒コメント部分公開決定審査請求事案（番号31）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年５月１日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について、  １.「2019年度 学校教育自己診断 生徒コメント」（職員会議で提出されたもの）  ２.「2019年度 学校教育自己診断 生徒コメント」（○○委員会会議で提出されたもの）  ３.上記１.および２.の相違点について、当該部分を削除した根拠がわかるもの  ４.上記２.において、「『英C』の授業はなんの役にも立たない。コミュニケーション英語なのに、リスニング、スピーキング、リーディング、ライティングが無く、先生が読んで、日本語で説明しているだけ。それを週４回もあり、時間の無駄が多い。」と記載されていることについて、当該授業が学習指導要領およびシラバスに沿っていないことがわかる資料。  ５.上記４.について、同校校長がその事実を知った上で授業改善を指示した内容がわかる資料。 |
| 実施機関  の決定 | 令和２年５月15日付け教高第1420号による部分公開決定。  【公開請求の対象となる行政文書の名称】  2019年　学校教育自己診断　生徒コメント（職員会議）  2019年　学校教育自己診断　生徒コメント（○○委員会）  【公開しないことと決定した部分】  生徒のコメント  【公開しない理由】  条例第８条第１項第２号に該当する。  　公にしないことを条件として任意に個人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる。  【備考】  　この決定は、本件請求文書のうち１・２に係るものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年５月24日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書１．および２．について、生徒コメントを非公開としているが、当該アンケートは職員会議で結果が配布されており、アンケートを実施した際の説明とは矛盾する。仮に、内容を文字に起こして職員会議で配布する行為が「公表」にあたらず、行政文書開示請求による公開が「公表」にあたるという解釈であればダブルスタンダードである。よって不当である。 |
| 弁明書 | | １　学校教育自己診断について  　　学校教育自己診断とは、学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に |
| 弁明書 | | 対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票（診断基準）に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするものである。その明らかにする姿勢として、学校教育自己診断実施要項の４で「分析結果及び考察を学校経営計画及び学校評価に記載すること」、「学校教育自己診断の実施上の留意点」の３に「学校教育自己診断の結果及び分析・考察については、学校webページで公表し、保護者等に広く情報提供すること」と記載されている。  ２　職員会議で結果を教職員に示す行為について  学校教育自己診断の趣旨に鑑みると、学校教育の改善に必要であるという判断のもと、校長が様々な意見の中から必要な内容について、分析及び考察したものを職員会議で提示し、学校全体で共有することは、学校経営において必要不可欠な行為である。  なお、審査請求人は職員会議において、校長が生徒コメントの記載された文書を配付した行為は公表に該当すると主張しているが、地方公務員法により、守秘義務を課せられている職員に対して、必要に応じて学校教育の改善のために情報共有を行うことは、公表に該当しない。  ３　条例第８条第１号第２号の該当性について  （１）適用除外事項について  　　　条例第８条は、条例第９条とともに行政文書公開制度における適用除外事項について定めたものであり、行政文書の公開の請求に対し、実施機関が公開しないことができる情報の範囲を規定している。適用除外事項は公開原則の例外について定めたものである。  （２）条例第８条第１項第２号の該当性について  「2019年度　学校教育自己診断　保護者コメント」の回答用紙の自由記述欄には「公表しないものとします」との記載があり、記入者（保護者）は公表されないことを前提とし、記入する。これは学校自らが学校教育計画の達成度を点検し、学校教育活動の改善のための方策を明らかにするという学校教育自己診断の趣旨に鑑み、保護者から忌憚のない意見を収集するために公表しないこととしたものである。  本件自由記述欄を公開した場合、今後、保護者の協力を得ることが著しく困難になると認められることから、条例第８条第１項第２号の規定に該当すると判断したものである。 |
| 判　断 | | １　条例第８条第１項第２号の該当性について  　　同号の適用要件は、  ・実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって（以下「要件１」という。）、  ・当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり（以下「要件２」という。）、かつ、  ・当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協 |
| 判　断 | | 力を得ることが著しく困難になると認められるもの（以下「要件３」という。）である。  ２（１）本件請求１及び２の対象文書は、学校教育自己診断における診断票の自由記述欄に記載された生徒コメント（以下「生徒コメント」という。）を集約したものである。学校教育自己診断とは、学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが児童・生徒、保護者、教職員、校長・准校長作成に係る診断票（診断基準）の回答に基づいて、学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするものである。  当該自由記述欄には、「公表しないものとします」と記載されていることから、生徒コメントは、府立○○高校の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に生徒から提供された情報であるといえ、要件１に該当する。  （２）学校教育自己診断の目的から、生徒、保護者等が忌憚なく診断票の回答を作成　　することが求められるものであることから、診断票の自由記述欄の記載内容について、公にしないことを条件とすることは正当であり、要件２に該当する。  （３）生徒の承諾なく生徒コメントを公にすれば、公表しないという条件を反故にすることとなり、府立○○高校と生徒との信頼関係が損なわれることになり、今後、生徒コメントの任意の提供を得ることが著しく困難となるといえ、要件３に該当する。  以上のことから、条例第８条第１項第２号の要件に該当する。  ３　審査請求人は、生徒コメントが職員会議で配付されて公表している一方で、公開請求で公開が認められないのでは、条例第８条第１項第２号の「公にしない」の解釈に矛盾があると主張する。  しかし、職員会議の出席者は、地方公務員法上の守秘義務を負う府立○○高校の教職員であり、生徒コメントが広く外部に周知される状態に置かれたものではなく、公表とはいえない。  ４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年５月１日　　　　同日付け公開請求  ・同月15日　　　　　 　　部分公開決定  ・同月24日　 　　　　　 審査請求  ・同年９月７日　　 　　　 弁明書  ・令和３年１月26日　　　 諮問 |